

## 第 4 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 4 月 1 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

( 1 ) 議案第 1 7 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

( 2 ) 議案第 1 8 号

現況確認証明に対する意見決定の件

( 3 ) 議案第 1 9 号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

( 4 ) 議案第 2 0 号

石川町農地利用最適化推進委員応募者の選考の件

( 5 ) 議案第 2 1 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 7名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 4番	近内	繁治
1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三	1 7番	矢内	壮幸
1 8番	齋藤	英幸						

欠席委員 1 3番 小林 富男

事務局	事務局長	武藤	伝
	農地管理係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

- ・議 長 本日の出席は16名です。小林委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第4回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、3番 金沢和則委員 4番 芳賀正幸委員を指名いたします。

---

(1) 議案第17号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 それでは議事に入ります。議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は集合住宅建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

番号2につきまして事業計画者は事務所及び駐車場設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種です。

- ・議 長 只今説明のありました、農地法第5条第1項番号1を調査しました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号1の件を調査した結果を報告します。

令和2年4月9日木曜日午前10時から現地で申請代理人の〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業委員会武藤事務局長、三瓶係長と私の5人で現地調査致しました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を南に約100m入った町道東側に面した場所です。被設定人氏名〇〇〇〇、住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、職業林業。設定人氏名〇〇〇〇、住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、職業農業で〇〇〇〇です。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積936㎡、使用貸借による集合住宅建設のための申請です。

事業の必要性として、設定人は現在賃貸住宅を2棟所有しており、さらなる経営安定を図るため今回の賃貸住宅計画となり、当該地域には賃貸住宅が数少なく需要が見込めることから本計画となりました。土地の選定理由として、申請地は北側と西側の隣接地は宅地となっているため、集団農地を分断する位置でなく、近隣農地の営農条件を害することがないことから選定いたしました。

土砂の流出等の災害を防止するための措置として、敷地周囲はブロック塀及び擁壁を設置し、周囲の農地には土砂流出の無いようにします。また、隣接する〇〇〇〇〇〇〇〇の道路側溝に排水し、〇〇〇〇に放流されるため農業用排水施設を使用しないので支障はありません。南側、東側は農地ですが、今回の計画による周囲分断はなく、日照についても支障はありません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思われしますので、皆様の審議よろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のあった農地法第5条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第17号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第5条第1項番号2を調査されました遠藤武重委員に報告を求めます。

・遠藤武重委員 農地法第5条第1項2番農地転用と権利の設定について確認した結果を報告します。

調査日が令和2年4月9日午後1時30分より、譲受人の〇〇〇〇と譲渡人の〇〇〇〇は欠席で、代理人の金沢和則さんと、私と、最適化推進委員の小池力さん、事務局長の武藤伝さんと三瓶係長とで調査しました。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に入り二つ目の信号を左折して〇〇〇〇〇〇〇〇の下を〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面へ約2km行った所右側に〇〇〇〇の資材置場があり、その手前にある〇〇〇〇〇〇〇〇の畑374㎡で、現在休耕地となっている所です。

転用の目的と選定理由と必要性和権利について、現在の事務所が去年の

台風19号により浸水被害にあったため、今後のことを考え事務所を移転することとし、その敷地の一部として利用するため今回の申請となりました。事務所移転に伴い、従来資材置場として利用していた土地に、事務所、駐車場を設けるため、できるだけ四角形に近くして利便性を高めるため、また譲渡人の〇〇〇〇から、〇〇〇〇〇〇〇〇へ移り住んでいることから土地を買い取ってほしいとの要望もあり、農地ではありますがやむを得ず選定しました。

申請地の隣接状況について、申請敷地の境界にL型擁壁を設置し、既存の敷地周辺には既存の石積があり、土砂の流出等のおそれはありませんが災害防止に十分留意します。雨水は敷地内側溝を経由して、汚水等は合併浄化槽にて処理後敷地内側溝を経由して既存の側溝に流出します。西側に遊休農地となっている畑が一枚あるだけで周辺の状況から日照等について問題ありません。その他、支障を及ぼすおそれはありません。

以上調査した結果問題ありません。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

・議 長 審議に入る前に議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について3番金沢委員は申請者の代理人ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

(金沢委員退席)

・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第17号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。金沢委員の入室を認めます。

(金沢委員入室)



---

(3) 議案第19号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

・議長 次に、議案第19号 石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農業振興地域整備計画の変更についてですが、まず、編入が3件となります。変更理由については農地の集団化と担い手への集約化をはかるため復興再生基盤整備事業により区画整理されるためとなります。

続きまして、除外については母畑パイロット開発事業関係が677件、公衆用道路が194件、錯誤6件となります。変更理由についてですが国営母畑地区総合農地開発事業の換地が平成9年に完了しました。対象地は山林及び原野であります。当初の開発計画に上がっていたことから農用地地区に指定されたままであり、今後農業施策を実施する予定もないため農用地から除外するものです。また、公衆用道路についてはすでに国道や県道又はその道路敷きとなっている状態で農用地に適当でなく除外するためです。

・議長 只今説明のあった石川町農業振興地域整備計画の変更について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第19号石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

---

(4) 議案第20号

石川町農地利用最適化推進委員応募者の選考の件

・議長 次に議案第20号 石川町農地利用最適化推進委員応募者選考の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、4名の増員があり各地

区2名の配置となり全員で12名です。

また、新たな農地利用最適化推進委員の決定並びに委嘱については新たに任命された農業委員会で行うため今回の議案は推薦があった者を候補者として7月に行われる農業委員会の臨時総会に上程して良いか決定するものです。

- ・議長 11番添田勉委員、15番小池力委員、16番福田正三委員、18番齋藤英幸委員は応募者でありますので、ここで退席願います。

(各委員退席)

- ・議長 それでは、石川町農地利用最適化推進委員応募差について質疑に入りますので、ご意見ある方の発言を求めます。

(「意見なし」の声あり)

- ・議長 それではお諮りいたします。石川町農地利用最適化推進委員の審議については一括審議といたします。何かご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議なしの声以外ないようですので採決に入ります。石川町農地利用最適化推進委員応募者を候補者として7月の臨時総会に上程することについて承認される方の起立を求めます。

(全員起立)

- ・議長 それでは賛成多数ですので、全ての石川町農地利用最適化推進委員応募者を候補者として7月の臨時総会に上程することについては承認されました。

退席されました委員の入室を認めます。

(各委員入室)

---

#### (5) 議案第21号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第21号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長        それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長        異議のないものと認め、議案第21号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号64を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時05分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年4月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人    3番 \_\_\_\_\_

4番 \_\_\_\_\_